

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際原子力機関核不拡散基金	
2 拠出先の名称	
国際原子力機関(IAEA)	
3 拠出先の概要	
IAEA は、1953 年に発足し(2021 年4月現在の加盟国 173 か国)、その目的は、「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力すること、及び IAEA が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保することである。(国際原子力機関憲章第2条)。本部はウィーン(オーストリア)に置かれ、毎年9月に総会、年5回理事会が開催される。東京に地域事務所を置く。 なお、IAEA 予算は、通常予算(主な財源:加盟国からの分担金)、技術協力基金(IAEA 技術協力活動のため用いられ、主な財源は加盟国からの義務的拠出金)、特別拠出金(通常予算や技術協力基金では賄いきれない個別事業に対する任意拠出金)に大別されるが、本拠出は特別拠出金にあたるもの。	
4 (1)本件拠出の概要	
核不拡散基金は、国際的な核不拡散の強化を目的として、日本が単独で拠出している特別拠出金。IAEA との取決めに基づき 2001 年に設置。 日本は、国際的な核不拡散体制の維持・強化を重視しており、IAEA の保障措置制度(原子力が平和的利用から核兵器製造等の軍事的目的に転用されないことを確保することを目的として、IAEA 憲章に基づき、IAEA が当該国の原子力活動について実施する査察を含む検認制度)は、その中核的措置。近年、追加議定書の締結国数の増加等を背景に、IAEA は、保障措置の対象施設や核物質の増大、対象施設の近代化や原子力技術の進展への対応といった課題に直面しており、また、それに伴い、保障措置関連データの量の増大やその多様性への対応も課題となっている。 かかる状況下、本件拠出は、IAEA の効率的な監視・検証活動に資するよう、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援するもの。具体的には、これまで追加議定書の普遍化に向けた取組(会議・セミナー等の実施)、IAEA 事務局への日本人専門家派遣(日本人職員派遣)、及び環境サンプリング分析機材の調達支援等を行ってきた。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 0千円	
日本の 100%拠出(※直近は令和元年度当初予算で 546,008 千円計上)。	

令和3年度当初予算額	0千円
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課、在ウィーン国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」、「測定指標9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組」の下に設定された中期目標「大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 185～189 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
近年、追加議定書(IAEA と保障措置協定を締結した国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書)の締約国数や新規原発導入国の増加等を背景に、IAEA の保障措置の対象施設や核物質の増大、原子力技術の進展への対応といった課題に効果的かつ迅速に対処する必要性が生じている。 日本は、本件拠出金を通じ、追加議定書の普遍化に向けた会議・セミナーの実施、核不拡散体制の更なる強化に向けた IAEA の各種取組への積極的支援(含む機材供与)及び IAEA での日本プレゼンス強化の観点からの日本人専門家派遣等を含む関連事業を実施しており、IAEA 保障措置制度の基盤安定化・強化に大きく貢献している。 また、北朝鮮の核問題やイランの核合意の検証・監視等の核不拡散分野における課題に対する IAEA の取組を支援することで、日本の安全保障にも直結する国際社会の核不拡散体制の強化に貢献している。 本件拠出を通じた IAEA、特に保障措置分野への支援は、その高度な専門性から、代替手段となり得る他の国際機関や地域的な枠組みは実質ないと言え、その重要性は大きい。また、日本の原子力分野における豊富な知見や経験を活かせる分野でもあることから、日・IAEA 保障措置合同委員会等の場で IAEA 側からも評価する声があがるなど、有用性は非常に高いと言える。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
本件核不拡散基金は、IAEA との取決めに基づき、日本が単独拠出する特別拠出金として設置されたものであり、その資金使途は日本側と IAEA 側との協議により決定されるため、日本の意向を確実に反映したものとなる。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2019 年9月、竹本直一内閣府特命担当大臣は、IAEA 総会に出席し、一般討論演説で核不拡散と原子力の平和的利用についての日本の取組について発信した。また会期中は、各国の間で保障措置を含む核不拡散、核セキュリティ、技術協力、原子力安全等について議論を行った。 2020 年2月、グロッシ事務局長が外賓で訪日し、安倍総理大臣を表敬し、茂木外務大臣と会談。同事務局長の下での新体制においても、引き続き日・IAEA 間で緊密に連携していくことを確認した。 2020 年9月、井上信治内閣府特命担当大臣が、IAEA 総会において、一般討論演説(ビデオ録画)を行い、核不拡散と原子力の平和的利用についての日本の取組について発信し、保障措置関連でも以下に言及した。 ・IAEA 保障措置は核不拡散のための中核的手段であり、その更なる強化・効率化に向けた IAEA の取組を強く支持。

・日本は、国際不拡散体制を一層強化する観点から、包括的保障措置協定及び追加議定書の普遍化をとりわけ重視。様々な取組を通じて、追加議定書の普遍化や、保障措置の強化・効率化に取り組んでおり、国際社会にも一層の努力を呼びかける。 ・IAEA の保障措置上のマンドート実施能力維持に大きく貢献するものとして、サイバースドルフ保障措置分析研究所の二次イオン質量分析装置(LG-SIMS)の更新プロジェクトを高く評価。日本はこれを力強くサポートするとともに、IAEA の保障措置体制強化に貢献していく。 2020 年 11 月、第 40 回日・IAEA 保障措置合同委員会をオンラインで実施(先方:アパロ IAEA 事務次長(保障措置担当)、日本:池松外務省軍縮不拡散・科学部審議官)。核不拡散体制の中核的手段である保障措置の強化・効率化のあり方やコロナ禍での今後の保障措置活動の見通しにつき、双方は、今後とも緊密に連携をしていくことで一致した。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性 対象期間以前の取組では 2017 年9月及び 2018 年7月の2回にわたり、本拠出金を用いて、イランに対する保障措置トレーニング事業を実施し、同事業には、日本原子力研究開発機構の核不拡散・核セキュリティ総合支援センターがホストとなった実績を踏まえ、今後とも同様の機関が深く関与していくことが見込まれる。
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 日本は、IAEA との緊密な連携の下、本拠出金を活用し、IAEA の効率的な監視・検証活動や保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援するため、能力構築プログラム、IAEA 事務局への日本人専門家派遣(日本人職員派遣)、及び環境サンプリング分析機材の調達支援を実施した。これらの事業は、中期目標の「大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する」の達成に貢献した。 こうした取組については、毎年9月に開催される IAEA 総会においても発信しており、日本として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持し、また支援する立場を表明する上で有益だった。 また、かつて本拠出金を活用して実施した IAEA 追加議定書の締結に向けたセミナー開催等のアウトリーチ活動(対象期間以前の取組)も、着実に実を結んでいる。例えば、2017 年4月には、スーダン及びエチオピアにおける IAEA ナショナル・ワークショップへの支援をし、両国から合計政府関係者 60 名以上(両国国会議員含む)が参加した。エチオピアは 2019 年9月に追加議定書を締結した。 2020 年末時点の追加議定書締結国数は 136 か国に上り、2021 年中にも新たに締結する国が見込まれている等、日本が重視する追加議定書の普遍化が進捗している。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
・2019 年度拠出: 能力構築プログラム:包括的保障措置協定において、締約国が確立し維持することを義務づけられている計量管理制度の強化プログラムを支援した。同プログラムは、その後、2020 年9月の IAEA 総会において、グロッシー事務

局長から立ち上げられた「実施当局強化のための新イニシアティブ（通称：COMPASS イニシアティブ）」に発展し、2021 年4月から5か国を対象に COMPASS イニシアティブの下でのプログラムが開始した。

日本人専門家派遣（日本人職員派遣）：IAEA 事務局保障措置局へ2名の原子力分野の専門家を派遣した（実際の派遣は 2019 年 11 月と 2020 年9月）。

二次イオン質量分析装置の調達：IAEA は、対象国における未申告の核物質及び活動の有無を検証するため、保障措置協定及び追加議定書に基づき実施する環境サンプリングにより得られたサンプルを、環境試料クリーンラボにある高度な質量分析計「二次イオン質量分析計（LG-SIMS）」を用いて、放射性物質の有無の把握及び極微量の放射性物質の中に含まれる元素及びその同位体を正確に分析している。既存装置の老朽化に伴う更新プロジェクトを支援した（2023 年以降の正式な導入に向け、IAEA で調達中）。

上記の一連の事業に対し、IAEA 事務局のハイレベルからは高い評価が示され、日本と IAEA との協力関係の強化、日本のプレゼンス向上に寄与した。

2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）

近年の追加議定書の締結国の増加、新規原発導入国の増加といった動きを受け、IAEA 保障措置の業務量は増加傾向にある一方、保障措置関連予算の増加は限定的である。事務局は、業務効率化や経費削減を進めるが、通常予算等で賄いきれない事業については、加盟国からの任意拠出に頼らざるを得ない課題を抱えている。

日本は、こうした IAEA が直面する課題やリソース不足に対し、定期的なアプローチや重層的な働きかけにより、IAEA 側のニーズを的確に捉え、機動的な支援を実施することができた。結果、IAEA も時宜を得た活動を継続・実施することができ、IAEA の効率的な監視・検証活動や保障措置制度の基盤の安定化・強化に貢献することができた。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から 12 月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領（先方公表）年月	2021 年4月（日本の 2019 年度までの拠出分） 2020 年4月（日本の 2019 年度までの拠出分）
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
（参考）次回報告書の受領予定時期等	2022 年4月頃（日本の 2019 年度までの拠出分）

3-1 (4) 決算報告書（及び外部監査報告書）等の要点

IAEA 事務局においては、日本の拠出入金後から個別事業を開始し、実施期間は事業によって異なるが、定期的に、ドナーレポートが提出されることになっている。外部監査は、外部監査国であるインドネシアが実施しており、特段の指摘事項はない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。）（コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。）

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況（改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等）

本拠出金との関係では特にないが、IAEA 組織・行財政全体については、イラン核合意の履行の検証・監視や北朝鮮の核問題、SDGs 達成に向けた技術協力等、グローバル課題への取組において、IAEA の役割及び IAEA 加盟国のニーズが益々増大している。その一方で、加盟国の厳しい財政状況の中で主要な活動を維持・強化していくため、日本を含む主要加盟国は、IAEA に対し、事業の優先順位設定と経費削減を厳格に求めてきており、2019 年 12 月に就任したグロッシ事務局長の下、事務局も真摯にかかる課題に取り組んでいる。

予算サイクル(2か年)予算に関して、加盟国と IAEA 事務局の間で審議がなされ、コスト削減・合理化に向けた努力が行われている。例年、加盟国の要請を踏まえた数度にわたる減額修正を経て、各国が重視するプログラムが異なる中でもバランスの取れた予算策定が行われている。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

特になし

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

本拠出金との関係では特にないが、IAEA 組織・行財政全体については、日本としては国際機関全体の予算に関する基本方針として名目ゼロ成長を徹底的に追求してきており、IAEA 事務局による効率化・経費削減の努力を働きかけている。また増額が避けられない状況の場合にはその増額根拠について十分な説明を求めるなどを行っている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
12	12	12	12	13	1	約 880 人
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
12	12	13	12.33	13	0.67	約 880 人

備考

(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数				2019	幹部職員数の増減
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
1	1	1	1	1	0
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
1	1	1	1	0	-1

備考

(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由